

大津市立小中学校で児童生徒等の新型コロナウイルス感染が 確認された場合の対応ガイドライン（令和4年4月改訂・第2版）

本ガイドラインは、文部科学省のガイドラインを踏まえ、大津市立小中学校で児童生徒等の新型コロナウイルス感染が確認された場合の対応について、基本的な方針を示すものです。

なお、感染確認時の状況等により、本ガイドラインのみに拠ることなく、適宜、臨時休業の範囲や期間等を決定することがあります。

1. 学級閉鎖

児童生徒等の感染が確認された場合（以下「当該感染」という。）、感染判明時の状況等を踏まえ、当該児童生徒等が在籍する学級（以下「当該学級」という。）を対象に、以下のとおり学級閉鎖を行います。

なお、以下の（1）又は（2）に該当しない場合であっても、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合は、学級閉鎖を実施します。

（1）複数の感染が判明した場合

「当該感染」を確認した日を起算日（1日目）とし、「当該学級」において3日目までに、新たな感染者が確認された場合は、そのことを確認した日の翌日から5日程度、「当該学級」を学級閉鎖とします。

但し、感染者が一定期間登校していない場合等は、感染が判明しても学級閉鎖を行わないことがあります。

（2）感染者が1名で濃厚接触者等が複数いる場合

「当該感染」を確認した日を起算日（1日目）とし、「当該学級」において3日目までに、当該感染にかかる濃厚接触者又は発熱等の出席停止者が1日あたり2名以上確認された場合は、そのことを確認した日の翌日から5日程度、「当該学級」を学級閉鎖とします。

（3）学級再開の時期

上記（1）、（2）のいずれにおいても、学級閉鎖期間（5日程度）が経過すれば、「当該学級」の教育活動を再開します。

なお、5日程度の学級閉鎖期間中に、「当該学級」で新たな感染者が確認された場合であっても、原則として閉鎖期間の延長は行いません。

2. 学年閉鎖

複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施します。

3. 学校全体の臨時休業

複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施します。